

平成28年4月

市川市議会臨時会

「市川市クリーンセンターにおける余剰電力売却に
関する契約の状況について報告を求める件について」

市川市長 大久保 博

1. はじめに

地方自治法第98条第1項の規定により市議会から報告の請求のありました市川市クリーンセンターにおける余剰電力売却に関する契約の状況について報告いたします。

はじめに、このたびの市川市クリーンセンターの余剰電力契約に基づく電力量料金の未払いに関し、市民の皆様をはじめ議員各位に、多大な心配をおかけしていることについてお詫び申し上げます。

また、電力量料金を滞納している日本ロジテック協同組合（以下「日本ロジテック」といいます。）は、中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合であり、組合員の相互扶助の精神に基づいて事業活動を行う法人であるため、金銭の支払いを求める契約をした後、その法人が多額の負債を抱える事態となった場合には、その代表者の責任の取り方という点では、現実の問題として一定の限界があるものと思います。そのため、歳入を目的とした契約で事業協同組合を相手方としたことについては反省すべき点があり、お詫び申し上げます。

2. 契約の状況

現クリーンセンターは、平成6年度の開設時から、ごみの焼却による熱を利用して発電を行い、その余剰電力を売却しております。

平成6年度から平成25年度までは、東京電力株式会社と随意契約により契約を締結し、電力を売却しておりました。

そして、電力の一部自由化により、他の地方公共団体において電気事業法に基づく特定規模電気事業者に電力を売却するケースが出てきたことから、平成26年度の契約については、特定規模電気事業者も契約の対象者とするとともに、これまでよりも高い金額で売却することが期待できる一般競争入札を導入することとしました。

その結果、平成26年度は、株式会社エネットと契約を締結し、約4億7,940万円の支払いを受け、平成25年度と比較して約1億8,840万円の増収となったところであります。そのため、平成27年度の契約においても一般競争入札を行うことといたしました。

3. 日本ロジテックとの契約締結の経緯

平成27年度の契約締結にあたって、平成27年1月6日に、入札に参加する者に必要な資格として、(1) 公告日から過去5年以内に、国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体に対する電力購入若しくは供給の実績を有する者、(2) 電気事業法第3条第1項の規定に基づく一般電気事業者である者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者の届出を行った者などを定め、入札実施の公告をしました。

平成27年1月28日に一般競争入札を実施し、日本ロジテックが税抜き価格4億4,681万6,740円で落札しましたので、同年4月1日から契約を発効させました。

なお、日本ロジテックは、千葉市新港清掃工場の余剰電力の売却等において実績を有し、電気事業法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者の届出を平成21年11月9日に行った事業者でありました。

また、日本ロジテックは、平成27年度の電力売却契約において、本市を含め、新潟県、横浜市、名古屋市、相模原市、千葉市など、少なくとも17の地方公共団体と契約を締結しておりました。

4. 電力量料金の納付状況

電力量料金は、毎月、月の初日から末日までに供給した電力に対し、その翌月の末日までに1ヶ月単位で支払うこととなっております。

平成27年4月分の電力量料金は、支払期限までに支払われました。5月分は約1か月半の遅れ、6月分から8月分までは約1か月の遅れ、9月分は約2か月の遅れがありましたが、遅れながらも、支払いは続けられていました。

なお、4月分から9月分までの電力量料金として支払いを受けた金額は、合計で約2億4,440万円となります。

しかし、10月分以降の電力量料金は支払いが滞っており、複数回に渡って催促いたしました。未払いの状態が続いております。

5. 契約の解除の経緯

平成28年2月24日に、日本ロジテックが同年4月以降の電力事業から撤

退するという新聞報道がされました。その新聞報道を受け、本市は日本ロジテックに対して事情聴取を行いました。

その結果、日本ロジテックから契約解除に応じる旨の回答を得ましたので、3月4日付けで、契約解除通知書を送付し、3月9日0時以降の契約を解除いたしました。

このことは、3月9日に議員各位にFAXで通知するとともに、報道発表したところであります。

なお、2月24日の新聞報道を受けて、千葉市、熊本市、相模原市、新潟市などの他の地方公共団体も、ほぼ同時期に契約を解除しております。

6. 現在の状況

日本ロジテックは、4月15日に東京地方裁判所に対して破産手続開始の申立てを行い、同日、同裁判所から破産手続開始決定を受けました。

平成28年3月31日現在における日本ロジテックの負債総額は、約163億円となっておりますが、破産した原因については、破産手続を受任した破産管財人において、現在調査中としているところであります。

本市の債権額の見込みとしましては、未納となっている10月分から3月分までの電力量料金として合計2億401万7,165円及びこれに支払期限を過ぎた以降、年6分の割合による遅延損害金を加えた額となります。

本市は、破産手続に参加し、債権届出書の提出、債権者集会への出席など、債権者として必要な行為をしております。

本件については、契約の相手方が支払うべき料金を滞納したことにより、契約を解除する事態となりましたが、今後は、入札参加資格の設定において責任を持って料金を確実に支払う事業者を選定できるようにするとともに、契約の履行状況の確認などを適正に行い、再びこのような事態を生じさせないようにしてまいります。

以上